

(社)日本硝子製品工業会 認証

『強化ガラス蓋』シール

運用規程

(社)日本硝子製品工業会

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-21-16  
日本ガラス工業センター 3F  
TEL 03-5937-5861  
<http://www.glassman.or.jp>

## (社)日本硝子製品工業会 認証『強化ガラス蓋』マーク 創設背景

### 1) 認証シール 運用の基本的な考え方

#### 家庭用品品質表示法

- ・ 対象商品に、表示義務を設けている。
- ・ 表示事項の測定基準はあるが、品質基準、製造基準は存在しない。

+

#### 工業会認証 マーク

- ・ 品質、製造、検査基準を明確にし、工程安全を保証する。
- ・ 品質問題など発生時に、責任所在を明確にし、誠意ある処理を実施する企業で或る旨の認証。

#### 付加価値

- ・ 工業会認証による権威づけ、と差別化
- ・ 有料認証による、資源の啓発活動資源化
- ・ 啓発実施主体の公的化による、啓発チャンスの拡大

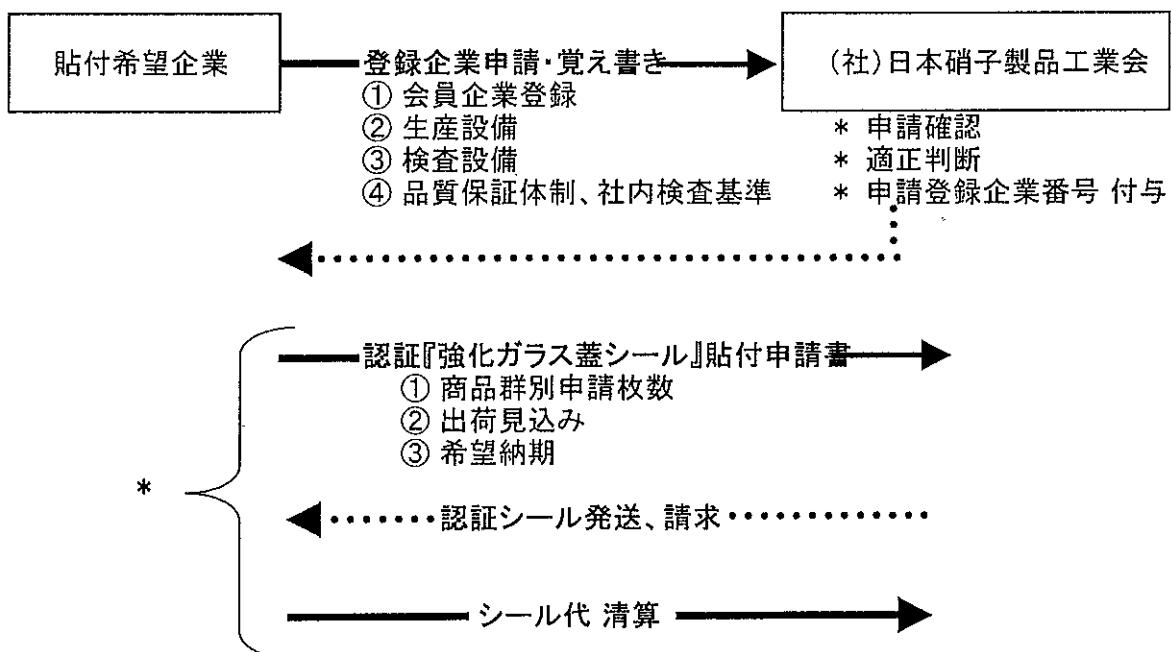
### 2) 認証シール 創設の背景

- ・ 99年秋から2000年春にかけての、強化ガラス破損の問題に端を発して、通産省、東京都より要請されていた『耐熱ガラス』と『強化ガラス蓋』の判別に関して、業界として対応したもの。
- ・ 消費者に対して、購入時に容易に『耐熱ガラス』と『強化ガラス蓋』の区別可能になり、
- ・ 製造責任、品質管理の過程が把握されている企業の製品であって『安心して使える』強化ガラス蓋製品である事を表示する意味を持つ。
- ・ 家庭用品品質表示法だけでは不足とは思わないが、一目瞭然性を附加したいと考えた。
- ・ 認証シールを貼付する事で、ガラス素材や家庭用品品質表示法その物に関心を払ってもらうよう働きかけた（消費者、流通関係者に対して）
- ・ 各社レベルでの販売上の差別化表現（言葉は悪いが）で消費者を混乱させる事無く、『強化ガラス蓋』というガラスのカテゴリ認知強化に向けて工業会として啓発、教育活動を実施する第1歩としたい。

## ● 日本硝子製品工業会 認証『強化ガラス蓋』マーク 運用規程

### 1) 目的

- ガラス製品の素材・用途区分の中で、特殊な機能を持つ商品に関して『ガラス特有の外観上の区分のしづらさ』が、『消費者の使用判断に影響を与える』と判断される場合、当該商品の素材、機能、使用区分等に関して、『素材を明示』し、消費者の購買時 判断に資することを目的とする。
- 2) 日本硝子製品工業会(以下『工業会』と略す)は、会員企業に対して、ある一定以上の設備規模基準を満たすガラス企業及び生産工程において生産された強化ガラス蓋製品に対して、ガラス製蓋認証基準に基づき製品素材・工程管理を確認の上、『日本硝子製品工業会 認証 強化ガラス蓋マーク』(以下『工業会認証シール』と略す。)を貼付する事を、申請に基づいて認めるものとする。
- 3) 2における『ある一定以上の設備・規模基準、生産工程』の内容とするところは、下記のいづれかを満たしている事。
- ① 自社内で強化ガラス蓋の生産、または加工を実施できる設備を有すること
  - ② 家庭用品品質表示法に規定されている『強化ガラス製器具』の製品基準に関する検査設備を有すること。
- 4) 自社内生産品以外の『強化ガラス蓋』を扱い、更に 工業会認証シール貼付を希望する場合、会員企業で且つ自社内で製品品質基準に関する検査を実施できる場合に付いてのみ申請を受け入れる。
- 5) 申請手順 ①『登録企業申請』による企業適性判断と『覚え書き』合意により、申請企業として登録し、  
②申請企業登録 有効期間(2年)であれば、都度『貼付申請書』によりシール貼付を申請する。



- \* 『申請登録企業番号』有効期間内であれば、何度でも申請可能。
- \* 『申請登録企業番号』は、申請受理日より2年間有効とし、期間満了後は自動継続しない。
- \* 『申請登録企業番号』有効期間内とは、『シール代清算が完了する月』が期間期間内である事をいう。

6) 工業会認証『強化ガラス蓋』マーク仕様



7) 工業会認証シール貼付基準

- ① 認証シールは、『本体貼付』を基本とする。
  - ② 『本体貼付』を実施している商品に限り、個装箱、外箱、への『印刷使用』を『可』とする。  
箱だけへの印刷使用は不可。
  - ③ 次のような使用は認められない。
    - ・本体貼付無く、個装箱、外箱のみにマーク印刷する事
    - ・商品を特定せず、包括的な商品シリーズやブランドの販促物へマーク印刷する事
  - ④ 『工業会認証 強化ガラス蓋シール』の認知、定着を図り、消費者の商品判断の有効な手段としての役割を目的とし、その主旨に反する使用方法は認めない。
  - ⑤ 工業会会員企業外の生産品に貼付する場合は、取り扱い責任窓口を会員企業として申請する場合のみ申請を受け付ける。
  - ⑥ セット品への、『全部貼付』『代表貼付』は、各社の判断による。
  - ⑦ 運用過程で、貼付基準に変化が生じた時は、工業会事務局及び関係企業で検討し善処する。
- 8) 認証マークは有償とする。  
事項を遵守し、本来の目的を損なわない様、登録企業は利用に細心の注意を払うこととする。
- 9) 『登録企業申請』事項に変更を生じた時は、速やかに工業会に申し出る事とする。
- 10) 『登録企業申請』事項、及び認証『強化ガラス蓋シール』貼付申請書記載事項への虚偽記載、不適切な事態の発生ある場合、及び『購入・取扱い覚え書き』『運用規程』記載事項に照らし不適切な運用が生じている場合は、『申請登録企業番号』有効期間内であっても、その不適切事態が解決するまで『認証シール』の貼付申請を受け入れない事とする。
- 11) 本規程の運用は、2001年4月1日より開始する。

(社)日本硝子製品工業会

『認証強化ガラス蓋マーク』シール購入・運用 =確認書=

- 1) 『(社)日本硝子製品工業会認証 強化ガラス蓋マーク』シール(以下『認証シール』と略す。)は、(社)日本硝子製品工業会に対して、登録企業申請が承認され、且つ有効登録期間内に、所定の申請を実施して工業会から販売された物のみを指す。
- 2) 所定手続きを実施した会員企業価格は、( )とする。  
価格改定に関しては、会員企業間で協議の上決定する。
- 3) 認証シールの再販は禁止とする。
- 4) 認証シール 購入代金決済に関して
  - ① 現金振り込み
  - ② 振り込み手数料は、振り込み人負担
  - ③ シール代金の他、消費税、送料を合わせて請求致します。
  - ④ 当月月末締め、翌月末支払いとする
- 5) ⑤ 振り込み口座  
三井住友銀行 新橋支店 普通 124814  
口座名義：(社)日本硝子製品工業会
- 6) 登録企業は、『認証シール』貼付を通じて『認証強化ガラス蓋マーク』の意味性高揚に努めなければならない。
- 7) 『認証マーク』シールの意味性を損なう運用が認められた場合は、速やかにシール貼付の中止、シールの回収、その他 工業会及び関係企業で協議の上の措置を要求できる。  
当該企業は、自主的に速やかな対応を講じなければならない。

=====

上記 事項を承認し、購入・運用に際し、細心の注意をはらう事と致します。

(社)日本硝子製品工業会 御中

平成 年 月 日



(社)日本硝子製品工業会 御中

### 『認証強化ガラス蓋マーク』シール 貼付申請書

- ・(社)日本硝子製品工業会『認証強化ガラス蓋マーク』シール運用規程に従い、
- ・下記商品に関して、『認証シール』の貼付申請を致します。

#### ■ 申請企業

申請日 平成 年 月 日	企業名	『認証シール』登録企業申請 番号
所在地		TEL ( )
発注担当部署	発注担当者 氏名	
		TEL ( )
納入先住所		
TEL ( )		

#### ■ 貼付申請商品

G工業会受理・処理 No.	自社名販売品		客先名 販売品	計
	自社製造 (A)	自社非製造 (B)		
商品群別 申請枚数				
	合計枚数			
出荷見込	平成 年 月 (上旬・中旬・下旬)頃			
納付金額	@ × 枚 = ￥ ( 送料、消費税、振り込み手数料が、上記の他に請求されます。)			
希望納期	平成 年 月 日			

(社)日本硝子製品工業会 認証『強化ガラス蓋シール』貼付申請

登録企業申請 覚え書き(正)

■ 申請企業概要

事業社名	(カナ)	
代表者役職	(カナ)	代表者氏名
所在地	(カナ)	
資本金 (単位:千円)	従業員数 (単位:人)	
全事業の元上高 (単位:千円)	決算期(月)	
担当部署	担当者氏名	

1. 平成 年 月 日 現在、左記記載に相違無く、

2. (社)日本硝子製品工業会 認証シール貼付運用に関するものとします。

3. 延いては『強化ガラス蓋』素材の認知啓蒙に貢献する商品に關して、(社)日本硝子製品工業会『認証マーク』を貼付する商品のとします。

4. 生産・検査設備に關し、増設・改築等、工業会認証シール運用に関するものとします。

5. 本紙の有効期間は、申請受理日より2年とし、自動的には継続しないので、更新届け出を必要とする。

6. 工業会認証シールの貼付申請は、 強造貼付申請書に記載し、申請するものとしますが、『登録企業申請』有効期間である事を認証要件とする。

7. 『登録企業申請』有効期間であつても、『認証シール貼付運用に当たつて、問題ありと認められる場合は、(社)日本硝子製品工業会は当該企業と協議の上、善処を求める事が出来る。

8. 本紙は、(正)(副)を作成し、申請事項に誤りない事と理當に合意する意味で捺印し、硝子製品工業会と、申請会員企業間で持ち合うものとする。

■『強化ガラス蓋』の生産・検査設備の自社保有、自社内品質管理体制に關して

1) 自社内での強化ガラス蓋製造設備保有の有無 ( 有 · 無 )

2) 自社内での強化ガラス蓋の品質検査設備保有の有無

- ・外観検査器具 ( 有 : 無 )
- ・ひずみ検査装置 ( 有 : 無 )
- ・熱衝撃強さ試験装置 ( 有 : 無 )
- ・衝撃強さ試験装置 ( 有 : 無 )

3) 社内品質検査基準書の添付

4) 自社内での品質工程管理に関する専門部署の有無 ( 有 · 無 )

部署名 :  
TEL :  
専任人員 : 人

5) 消費者よりの問い合わせ、苦情に関する専門部署の有無 ( 有 · 無 )

部署名 :  
TEL :  
専任人員 : 人

<工業会使用欄>	
申請受理日	平成 年 月 日
申請登録企業番号	No.

(社)日本硝子製品工業会 認証『強化ガラス蓋シール』貼付申請

登録企業申請 覚え書き(副)

■申請企業概要

事業社名 代表者役職 所在地	(カナ) (カナ) (カナ)	従業員数 (単位:人)	申請者氏名
資本金 (単位:千円)		(単位:人)	
全事業の売上高 (単位:千円)		決算期(月)	
担当部署		担当者氏名	

1. 平成 年 月 日 現在、左記記載に相違無く、

2. (社)日本硝子製品工業会 認証シール貼付運用に関する事項に留意し、  
延いては強化ガラス蓋素材の認知・啓蒙に助力するものとします。
3. 自社製品、及びその他取り扱い品(輸入品を含む)で工業会「認証マーク」を販売する商品  
に関して、工業会の要請ある場合は、速やかに当該商品の品質データ、検査結果を提出する  
ものとします。
4. 生産・検査設備に関する事項に異変が生じた場合は、速やかに届け出るものとします。
5. 本紙の有効期間は、申請受理日より2年とし、自動的には継続しないので、更新届け出を必要  
とする。
6. 工業会認証シールの貼付申請は、前述「貼付申請書」に記載し、申請するものと  
するが、「登録企業申請 有効期間」である事を認証要件とする。
7. 「登録企業申請 有効期間」であっても、「認証シール」貼付運用に当たつて、問題ありと認めら  
れる場合は、工業会は当該企業と協議の上、善処を求める事が出来る。
8. 本紙は、(正)(副)を作成し、申請事項に誤りない事と運営に合意する意味で捺印し、  
硝子製品工業会と、申請会員企業間で持ち合うものとする。

■『強化ガラス蓋』の生産・検査設備の自社保有、自社内 品質管理体制に関する事項

1) 自社内での強化ガラス蓋製造設備保有の有無 ( 有 · 無 )

2) 自社内での強化ガラス蓋の品質検査設備保有の有無

- ・外観検査器具 ( 有 : 無 )
- ・ひずみ検査装置 ( 有 : 無 )
- ・熱衝撃強さ試験装置 ( 有 : 無 )
- ・衝撃強さ試験装置 ( 有 : 無 )

3) 社内品質検査基準書の添付

4) 自社内での品質工管理に関する専門部署の有無 ( 有 · 無 )

部署名 : TEL : 人  
専任人員 : 人

5) 消費者よりの問い合わせ、苦情に関する専門部署の有無 ( 有 · 無 )

部署名 : TEL : 人  
専任人員 : 人

<工業会使用欄>	
申請受理日	平成 年 月 日
申請登録企業番号	No.

# ガラス製蓋認証基準

## 1.品質

- (1)外観：強度を低下させるような著しいきず、脈理、偏肉、異物、はみだしなどの欠点がなく、すわりが良好でなければならない。
- (2)ひずみ：ひずみ検査器によって観察したとき、強化ガラス製にあっては強度を低下させるような不均一な干渉じまが認められてはならず、耐熱ガラス製にあっては著しい干渉じまが認められてはならない。
- (3)熱衝撃強さ：2(1)に規定する熱衝撃試験を行ったとき、ひび及び割れを生じてはならない。
- (4)衝撃強さ：強化ガラス製にあっては 2(2)に規定する衝撃試験を行ったとき、ひび及び割れを生じてはならない。

## 2.試験方法

- (1)熱衝撃試験：冷水より 120°C 高い温度に調整した恒温器の中に資料を 30 分間保持した後、これを取り出してただちに冷水中に 1 分間浸し、ひび及び割れの有無を調べる。
- (2)衝撃試験：試料を普通に置かれる状態でゴム板上に置き、試料の縁から試料の直径の 1/4 の位置に質量 225g の鋼球を高さ 100cm から自然落下させ、ひび及び割れの有無を調べる。

## 3.検査方法

ガラス製蓋は 1.に規定する品質について検査を行う。この場合、検査は、全数検査又は合理的な抜取検査方式によって行う。